

令和4年（ワ）第55555号

原告 甲野太郎

被告 乙山二郎

事故日 令和3年4月1日

最終更新日： 令和4年10月1日

最終更新者： 原告代理人

ver1.2

法定利率年3分の事案

損害額一覧表（人身損害）

項目	原告主張額	原告の主張の要旨	証拠	被告の認否及び主張の要旨
治療関係費	653,000	別紙治療関係費計算表のとおり	左表のとおり	症状固定日は令和3年6月30日であるので、同日までの治療関係費は認め、同年7月1日以降の治療関係費については本件事故との相当因果関係は否認する。ただし、丁原整骨院については下記のとおり否認する。 なお、診療録等を取り付けた上で、追って詳細に主張する。
(診療費・文書料)				
西天満総合病院	34,000			
丙川クリニック	217,000			
丁原整骨院	370,000			否認する。整骨院での施術は、医師の指示がなく、症状に対して有効かつ相当とはいえないから、事故と相当因果関係がない。
(調剤料)				
戊田薬局	32,000			
通院交通費	54,910			上記治療関係費の主張と同じ。
西天満総合病院	150	家族の迎えにより帰りは自家用車 距離10km×15円/km	甲○	不知。
丙川クリニック	24,520	R3.5.28までタクシー 計15,000円 その後はバス 通院14日×片道運賃340円（○○1丁目～□□前）×2	甲○	否認する。タクシーによる通院の必要性はない。
丁原整骨院	30,240	通院72日×片道運賃210円（バス ○○1丁目～△△3丁目）×2	甲○	否認する。上記丁原整骨院の治療関係費の主張と同じ。

療養費小計	707,910			
文書料	600	交通事故証明書交付手数料	甲○	不知。
その他の積極損害小計	600			
休業損害	500,000	主張一覧表のとおり		否認ないし争う。主張一覧表のとおりである。
後遺障害逸失利益	1,030,432	下記逸失利益計算欄のとおり		否認ないし争う。主張一覧表のとおりである。
消極損害小計	1,530,432			
入通院慰謝料	1,200,000	別紙治療関係費計算表記載の通院期間からすれば、「緑のしおり」平成17年通常基準における入院0月・通院6月の金額である120万円を下回らない。		争う。事故と相当因果関係のある通院期間は3か月であり、傷害が軽微であることから、48万円を超えることはない。
後遺障害慰謝料	1,100,000	原告の後遺障害等級は14級9号であり、14級の慰謝料基準額である110万円が認められるべきである。		後遺障害は残存していない。詳細は主張一覧表のとおりである。
慰謝料小計	2,300,000			
過失相殺前損害額小計	4,538,942			
過失相殺	0	過失相殺率：0%		主張一覧表のとおり、原告にも30%の過失がある。
過失相殺後	4,538,942			
損害の填補	△ 1,222,000			
労災保険金等	△ 472,000	別紙費目拘束等計算表記載の労災等充当額	左表のとおり	認める。
自賠責保険金	△ 750,000		甲○	認める。
充当後	3,316,942			
弁護士費用	330,000	損害額の1割程度		否認ないし争う。
合計	3,646,942			

逸失利益計算欄	原告主張額等	原告の主張の要旨	証拠	被告の認否及び主張の要旨
生年月日	H04.03.01		甲○	不知。
事故日	R03.04.01		甲○	認める。
事故日年齢	29歳			
症状固定日	R03.09.30		甲○	否認ないし争う。症状固定日は令和3年6月30日である。

症状固定時年齢	29歳			
法定利率	3%	事故時の法定利率		
基礎収入	¥4,500,000	事故前年の収入金額である450万円とすべきである。	甲○	不知。
労働能力喪失率	5%	原告は後遺障害等級14級9号であり、原告の職業、後遺障害の内容等に鑑みれば、労働能力喪失率は5%を下回らない。		否認ないし争う。
ライプニッツ係数	4.5797	下記労働能力喪失期間に対応するもの		否認ないし争う。
後遺障害逸失利益	¥1,030,432	基礎収入×労働能力喪失率×ライプニッツ係数		否認ないし争う。原告に後遺障害は残存していない。
喪失期間始期年齢	29歳			
喪失期間終期年齢	34歳	原告は後遺障害等級14級9号であり、原告の職業、後遺障害の内容等に鑑みれば、労働能力喪失期間は5年を下回らない。		否認ないし争う。仮に後遺障害が残存しているとしても、労働能力喪失期間は3年に限定される。